

令和3年9月10日

保護者 様

羽生市立岩瀬小学校
校長 駒宮 恵美子

学級閉鎖等臨時休業の目安について

日頃より、本校の教育活動について御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが文部科学省及び埼玉県教育委員会から出されています。

つきましては、下記の通り、その概要をお知らせいたします。

記

1 学級閉鎖等の目安

以下の目安をもとに、保健所の指示、学校医の助言や校長の所見を基に教育委員会で判断します。閉鎖期間中に新たな陽性者が複数発生した場合等は延長も検討されます。

- (1) 学級閉鎖 同一学級内に2名の陽性者が発生した場合→5日間程度学級閉鎖
陽性者が1名であっても学級閉鎖が適切である場合→5日間程度学級閉鎖
 - ・ 周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる
 - ・ 複数の濃厚接触者相当の者がいる 等の状況である場合が該当します
- (2) 学年閉鎖 複数の学級を閉鎖した場合、学年閉鎖を検討する
- (3) 学校閉鎖 複数の学年を閉鎖した場合、学校閉鎖を検討する

2 濃厚接触者相当の者について

- (1) 感染者の飛沫(くしゃみ、せき、つば等)に直接接触した可能性が高い者(1m以上の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合があります)
- (2) 手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクやアゴマスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する)

- 3 上記の目安を基準に学校の実情に応じた対応をまいります。また今後の感染状況により対応を変更する場合がございますので御承知おきください。